

藍野大学 キャリア開発・研究センター の 認定看護管理者教育課程 セカンドレベル は…

厚生労働省の
教育訓練給付制度

専門実践教育訓練

に指定されています！

指定期間：2019年4月1日～2022年3月31日

◆教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

支給対象者（①②いずれか）	
専門実践 教育訓練	<p>①受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち支給要件期間*が3年以上ある方</p> <p>②受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間*が3年以上ある方。</p> <p>（①②いずれも教育訓練給付の支給を初めて受けようとする方は支給要件期間が2年以上あれば可）</p> <p>※支給要件期間…受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等として雇用された期間をいいます。この被保険者資格を取得する前に、他の事業所などに雇用されるなどで被保険者等だったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、この被保険者等であった期間も通算します。（過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合、その受講開始日より前の被保険者期間は通算しません。）</p>

◆上記条件を満たす支給対象者が受講し修了した場合

セカンド
レベル

支払った
教育訓練経費の

50%

相当額**支給**

+

修了日翌日から1年以内に被保
険者として雇用された又は雇用
されている等の場合

20%

相当額**追加支給**

最大で
合計70%
相当額が**支給！**

さらに！！

初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、**失業状態にある場合**に、訓練受講をさらに支援するために「**教育訓練支援給付金**」が支給されます！！

「教育訓練支援給付金」の日額は、基本手当の日額に相当する額の80%になります。基本手当の日額は、原則として離職される直前の6ヶ月に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%になります。（基本手当の日額には別途上限あり）

～制度ご利用にあたって～

◆この案内においては制度内容を簡略化して記載しています。給付金の受給資格や手続き方法等、制度の詳細については厚生労働省・ハローワークWebサイト、教育訓練給付金のリーフレットをご覧ください。また、ご自身の受給資格の確認はお近くのハローワークにてお尋ねください。本学では、個別の受給資格の有無についてはお答えいたしかねます。

◆専門実践教育訓練給付制度の利用を希望される場合、原則として受講開始日の1か月前までに受講者本人が居住地を管轄するハローワークにおいて受講前の手続きを行ってください。



藍野大学
キャリア開発・研究センター

〒567-0011
大阪府茨木市高田町1-22 AINOPIA2F
TEL 072-627-7878 FAX 072-627-7997
E-mail cdr@kanri-u.aino.ac.jp
HP http://cdr.aino.ac.jp